○鯖江広域衛生施設組合議会の委任する管理者専決事項

（昭和58年5月26日議決）

改正　平成14年8月22日議決　　令和8年8月17日議決

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条の規定により、管理者において専決処分することができる事項を次のとおり定める。

1　組合債の利率を変更すること。

2　議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第20号。以下次項において「条例」という。）に基づいて議会の議決を得た工事または製造の請負契約をその議決の趣旨に反しない範囲において変更すること。ただし、変更にかかる増加額が 9,000,000円を越える場合を除くものとする。

3　条例に基づいて議会の議決を得た財産の取得または処分をその議決の趣旨に反しない範囲において変更すること。ただし、変更にかかる増加額が6,000,000円を超える場合を除くものとする。

4　法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか1件500,000円以内の権利を放棄すること。

5　法律上組合の義務に属する損害賠償について1件500,000円以内において額を定めることおよびこれに伴う和解に関すること。

6　法第243条の2の9第8項の規定により500,000円以内の職員の賠償責任の免除について同意すること。

附　則

この専決事項は、昭和58年5月26日から施行する。

附　則（平成14年8月22日議決）

この専決事項は、平成14年9月1日から施行する。

附　則（令和8年8月17日議決）

この専決事項は、令和8年9月24日から施行する。